

表 D1-1-4 ウェルネスエイジ利用回数の推移

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
	運動施設	13,251回	12,686回	14,049回
個人	1日平均(※)	51.6回	49.6回	54.7回
運動施設	224回	198回	171回	
1月平均	18.7回	16.5回	14.3回	
研修室等	649回	801回	869回	
1月平均	54.1回	66.8回	72.4回	

(福祉保健財団作成資料より抜粋)

※ 年間利用者数を各年度の営業日数で除した値である。

次に、運動施設の平成29年度における利用登録者数を、年齢層及び男女別に示したのが、表 D1-1-5 である。比較的幅広い年齢層に利用されており、女性の比率が高い傾向にあることが分かる。

表 D1-1-5 平成29年度利用登録者の年齢層及び男女別内訳

区分	男性	女性	計	年齢構成比
10歳代	2人	6人	8人	0.8%
20歳代	69人	82人	151人	15.0%
30歳代	82人	50人	132人	13.1%
40歳代	53人	75人	128人	12.7%
50歳代	84人	98人	182人	18.1%
60歳代	58人	120人	178人	17.7%
70歳代	23人	141人	164人	16.3%
80歳代	9人	49人	58人	5.8%
90歳代	1人	3人	4人	0.4%
合計	381人	624人	1,005人	

(福祉保健財団作成資料より抜粋)

次に、運動施設の利用登録者数の推移を示したのが、表 D1-1-6 である。

表 D1-1-6 運動施設の利用登録者数推移

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用登録者数	832人	727人	1,005人

(福祉保健財団作成資料より抜粋)

平成29年度の個人の利用回数 14,049回に対し、平成29年度の利用登録者数は合計で1,005人であることから、平均すると利用登録者一人当たり14回程度利用していることとなり、非常に限定された、特定の利用者が利用していることが分かる。そのため、利用者数及び利用回数の増加について、改善をする余地があると考えられる。この点、例えばアンケートの実施等により利用者の声を収集し、事業運営に反映することが考えられる。

次に、運動施設の利用登録者数を住居エリア別に示したのが、表 D1-1-7 である。

表 D1-1-7 平成29年度利用登録者の住居エリアの内訳

居住地	人数	比率
新宿区	211人	21.0%
杉並区	74人	7.4%
中野区	58人	5.8%
世田谷区	48人	4.8%
板橋区	37人	3.7%
その他	248人	24.6%
小計	676人	67.3%
調布市	10人	1.0%
西東京市	9人	0.9%
武蔵野市	8人	0.8%
東久留米市	7人	0.7%
三鷹市	6人	0.6%
その他	59人	5.8%
小計	99人	9.8%
埼玉県	75人	7.5%
神奈川県	60人	6.0%
千葉県	35人	3.5%
茨城県	4人	0.4%
その他	56人	5.5%
小計	230人	22.9%
合計	1,005人	100%

(福祉保健財団作成資料より抜粋)

表 D1-1-7 のとおり、新宿区民の利用が約 2 割と多いことが分かる。また、主な利用登録者層が、ウエルネスエイジの所在地周辺に住んでいる方が 4 割超（都内区部のうち、その他以外の人数を集計）となっていたため、都民の公平利用の観点から質問をしたところ、次のような回答であった。

【福祉保健財団の回答】

施設活用事業における運動施設は、健康づくりを目的とする 18 歳以上の個人、健康づくり・介護予防に関する事業を行う団体等を利用対象としており、障害者や高齢者に限定あるいは主たる対象としておらず、利用対象に該当すれば、施設利用を希望する方は区別せず受け入れている。
また、当該施設は、ターミナル駅である新宿駅をはじめ、多くの鉄道駅から徒歩によるアクセスが可能であり、都内各地域からも容易に利用しやすい立地にある。

なお、ウエルネスエイジの現場を視察したところ、マシンフロアにおける各運動器具について、今後、効率的な配置をし、台数及び種類を増やすことなどにより、利用可能人数を増やし、また継続利用を促進することについても、検討の余地があると思われる。また、現状の利用形態としては、1 回利用の都度料金の設定しか行われていないが、例えば月会費会員制度の利用についても、検討の余地があると考える。

(意見 3-1) ウエルネスエイジの利用者の増加施策について

福祉保健財団では、区市町村等が実施する健康づくりや、都民の方々の自主的な健康づくりの場として活用することを目的として、施設活用事業（運動施設及び研修室等の運営）を行っているが、運動施設の利用者数の規模が、平成 29 年度実績として 14,049 回、利用登録者数 1,005 人となっており、利用者数及び利用回数の増加について、改善をする余地があると考える。この点、例えばアンケートの実施等により利用者の声を収集し、事業運営に反映することが考えられる。

したがって、福祉保健財団は、今後、利用者数の目標を設定すること等により、利用者数の増加施策の実施に努められたい。

2. 研修施設の稼働状況について

福祉保健財団は、各種研修事業を実施するために、研修施設を利用している。福祉保健財団が利用している研修施設は、表 D1-2-1 のとおりである。

表 D1-2-1 福祉保健財団が利用している研修施設の概要

所在地	福祉保健財団本部	東京都社会福祉保健医療研修センター
新宿区西新宿 2-7-1	文京区小日向 4-1-6	
保有形態	賃借	福祉保健局保有（福祉保健財団に運営を委託）
部屋数	6 部屋	21 部屋
収用人数	36～153 名	16 名～375 名

(福祉保健財団作成資料より監査人が作成)

そこで、監査人は、研修施設が効率的に利用されているかという観点から、各施設それぞれの稼働率を確認したところ、表 D1-2-2、表 D1-2-3 のとおりであった。

表 D1-2-2 福祉保健財団本部研修室の稼働率（平成 29 年度）

室名	研修室 1	研修室 2	研修室 3	研修室 4	多目的室 1	多目的室 2
収容人数	36 名	36 名	42 名	42 名	144 名	153 名
年間日数	365 日	365 日				
使用日数	271 日	246 日	285 日	282 日	323 日	336 日
稼働率	74.2%	67.4%	78.1%	77.3%	88.5%	92.1%

(福祉保健財団作成資料より監査人が作成)

(注 1) 使用日数は、その日のうちいずれかの時間帯に使用があったものを全てカウントしている。
(注 2) 研修は土日祝日も開催されるため、年間日数は 365 日としている

表 D1-2-3 東京都社会福祉保健医療研修センターの平日稼働率（平成 29 年度）

教室番号	301	302	401	402	403	404
収容人数	56 名	48 名	80 名	56 名	56 名	20 名
開館日数	244 日					
使用日数	208 日	206 日	159 日	93 日	62 日	81 日
稼働率	85.2%	84.4%	65.2%	38.1%	25.4%	33.2%

教室番号	405	501	502	504	701	801
収容人数	16名	80名	136名	36名	64名	72名
開館日数	244日	244日	244日	244日	244日	244日
使用日数	40日	144日	128日	102日	97日	110日
稼働率	16.4%	59.0%	52.5%	41.8%	39.8%	45.1%
教室番号	802・803	804	901	902	903	904
収容人数	96名	42名	64名	48名	48名	36名
開館日数	244日	244日	244日	244日	244日	244日
使用日数	136日	65日	105日	66日	36日	44日
稼働率	55.7%	26.6%	43.0%	27.0%	14.8%	18.0%
教室番号	視聴覚室	講堂				
収容人数	130名	375名				
開館日数	244日	244日				
使用日数	46日	152日				
稼働率	18.9%	62.3%				

(注) 使用日数は、その日のうちいずれかの時間帯に使用があったものを全てカウントしている。
(福祉保健財団作成資料より監査人が作成)

表 D1-2-2 及び表 D1-2-3 の注書きのとおり、使用日数は、その日のうちいずれかの時間帯に使用があったものを全てカウントしていることから、使用日以外の日数は、「その日において全く利用がなかった」日数を示している。上記を見ると、福祉保健財団本部研修室、研修センター研修室のいずれにおいても、収容人数が多い部屋の方が、稼働率が高い傾向にあることがわかる。この点について福祉保健財団にヒアリングしたところ、昨今の研修内容が、座学だけではなくグループワーク等を伴う傾向にあることから、比較的、研修室の広さが必要であることが多いため、広い部屋の稼働率が高くなっていることであった。

次に、研修センターの稼働率について個別に見ていくと、稼働率が4割を下回る研修室、すなわち開館日のうち6割以上の日において全く利用のない研修室が、全体の半数程度となっていることが分かる。

そのため、稼働率が低い部屋の稼働率向上に関し、どのような検討が行われているか質問したところ、福祉保健局が主体となり、昨今のニーズに対応した仕様とすべく改修工事を進めているとの回答であり(表 D1-2-4 参照)、この点においては評価できる。

表 D1-2-4 研修センターの教室改修工事について

研修センターは、教室ごとに広さや机・椅子の可動式の有無など、その仕様が異なるが、これに起因して教室の利用率にバラつきが見られるため、利用率の低い教室について、教室間の壁を撤去するほか、固定式の机・椅子を撤去するなどして、近年ニーズが高まっているグループワーク等の研修に対応しやすくし、利用率の向上を図るための改修工事を行う。

【工事概要】

- (1) 902 教室及び903 教室：教室間の壁の撤去、床シートの張り替え
- (2) 502 教室及び702 教室：固定式机・椅子の撤去、床のフラット化、床シートの張り替え

【スケジュール】

平成30年6月下旬 業者決定・契約締結
7月～9月 工事施工
10月～ 使用開始

(福祉保健局作成資料より引用)

一方で、稼働率の低い部屋が全体の半数程度である現状を考慮すると、上記のような工事に加え、現状の施設状況において稼働率を上げることについても、併せて検討すべきである。現在の規定上、教室等を使用できる者は、都の組織の場合は、原則として福祉保健局及び病院経営本部の職員に限られており、民間の場合は、東京都が出資する財団法人等や都内の公益法人等が実施する社会福祉目的の事業などに限られているが(表 D1-2-5 参照)、例えば、関連規定を改定することにより、本来の目的において十分に活用した上で、なお空きがある場合に限り、使用者又は使用目的の範囲を拡大することなどが考えられる。

表 D1-2-5 東京都社会福祉保健医療研修センター貸出根拠規定について

1 研修センター貸出根拠規定

- (1) 都の組織
「東京都社会福祉保健医療研修センター施設使用許可について」
- (2) 民間団体
「福祉・保健・医療人材の養成・確保に係る研修センターの利用に関する要綱」
「福祉・保健・医療人材の養成・確保に係る研修センターの利用に関する要領」

2 民間団体への貸出

- (1) 貸出対象
同要綱第3「対象事業」において、以下のとおり規定している。

「3 対象事業
 対象事業は、社会福祉又は保健、若しくは医療の人材養成及び確保に関し、東京都が積極的に支援する必要があると認める事業で、次のいずれかに該当するものとする。
 (1) 東京都が出資する財団法人又は社会福祉法人、若しくは社会福祉法第 39 条第 1 項に基づき東京都福祉人材センターが実施する研修、講習等で福祉保健局長が特に認めるもの。
 (2) 都内の公益法人等が実施する、当該職員の資質向上を目的とする研修、講習の事業
 (3) その他福祉保健局長が、特に必要と認める事業」
 (福祉保健局作成資料より引用)

(意見 3-2) 福祉保健財団が利用する研修施設の稼働率向上について
 福祉保健財団は、各種研修事業を実施するために、研修施設を利用してはいるが、福祉保健財団が運営を委託されている東京都社会福祉保健医療研修センターの稼働率を確認したところ、稼働率が 4 割を下回る研修室、すなわち開館日のうち 6 割以上の日において全く利用のない研修室が、全体の半数程度となっていた。
 現状は、稼働率向上の施策として、福祉保健局が主体となり、昨今のニーズに対応した仕様とすべく改修工事を進めており、この点において評価できる。
 一方で、稼働率の低い部屋が全体の半数程度である現状を考慮すると、上記のような工事に加え、現状の施設状況において稼働率を上げることについても、併せて検討をすべきである。例えば、関連規定を改定することにより、本来の目的において十分に活用した上で、なお空きがある場合に限り、使用者又は使用目的の範囲を拡大することなどが考えられる。
 福祉保健局及び福祉保健財団は、上記の状況を踏まえ、引き続き研修センターの稼働率向上に向けた施策を検討及び実施されたい。

3. 地域福祉振興事業について

福祉保健財団は、都の補助事業として、地域社会において民間団体が実施する福祉サービスのうち、既存の公的制度や、補助事業では対象とされていない事業に対して助成金を交付し、地域社会における福祉の推進を図ることを目的として、昭和 63 年度より、地域福祉振興事業を実施している。事業の概要は表 D1-3-1 のとおりである。

表 D1-3-1 地域福祉振興事業の概要

事業開始年度	昭和 63 年度
目的	地域の民間団体等が在宅福祉サービスの多様な展開を目指して実施する先駆的、開拓的、実験的実践に対して、それらが地域に根ざしたサービスとして安定した運営が確保されるよう助成金を交付することにより、在宅福祉事業等を推進し、もって、地域福祉の振興を図ること
対象団体 (※)	東京都の区域内に所在し、都民を対象に社会福祉活動を実施している社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人等。ただし、社会福祉協議会及び市区町村の出資によって設立、運営される公社等は除く。
対象事業 (※)	各種在宅福祉事業の中で、既存の公的制度や他の補助事業に組み入れられていない先駆的、開拓的、実験的な次の事業とする。 ア 障害者が地域で自立した生活を送るための障害者自立生活プログラム等の試み イ その他、地域福祉の振興のために特に助成が必要と認められる具体的なサービス提供事業
対象経費	対象事業を実施するために必要な基本的経費を対象経費とし、具体的なサービス提供事業にあつては、サービス利用者に負担を求めることが適切でない経費を対象経費とする。
助成実績	平成 27 年度：助成件数 54 件、助成金額 188,735 千円 平成 28 年度：助成件数 52 件、助成金額 183,281 千円 平成 29 年度：助成件数 52 件、助成金額 183,281 千円

(福祉保健財団作成資料より監査人が作成)

※ 継続助成事業のみであり、新規事業の申請は受け付けていない。

当事業は、地域の民間団体等が実施する、既存の公的制度や他の補助事業に組み入れられていない先駆的、開拓的、実験的実践に対する奨励的助成事業と

して創設されたものである。表 D1-3-2 は、事業発足当時の対象事業であるが、事業期間の経過とともに、事業立上げ時における「奨励的助成」という都の役割は終了と判断し、住民に身近な自治体である区市町村事業へ移行する、事業を廃止する、などの意思決定を、福祉保健局が主体となり行ってきた。

その中で、④障害者自立生活プログラム、及び⑩その他サービス提供事業（高齢者、障害者、薬物依存症者、HIV陽性者に対する各種支援事業等）については、広域利用を前提とした事業であることや、高度に専門性を有する事業であることなど、区市町村事業への移行が困難であるため、政策的に都が行うことがふさわしい事業として、「当面都が支援する」との立場から、福祉保健財団が窓口となり、既存の事業についてのみ助成を継続しているものであるが、地域福祉振興事業自体は、都と特別区及び市町村との間で、それぞれ平成 18 年度、平成 19 年度において、「将来的廃止」を行う旨の合意がされている。

表 D1-3-2 事業発足当時の対象事業及び現状の取扱い

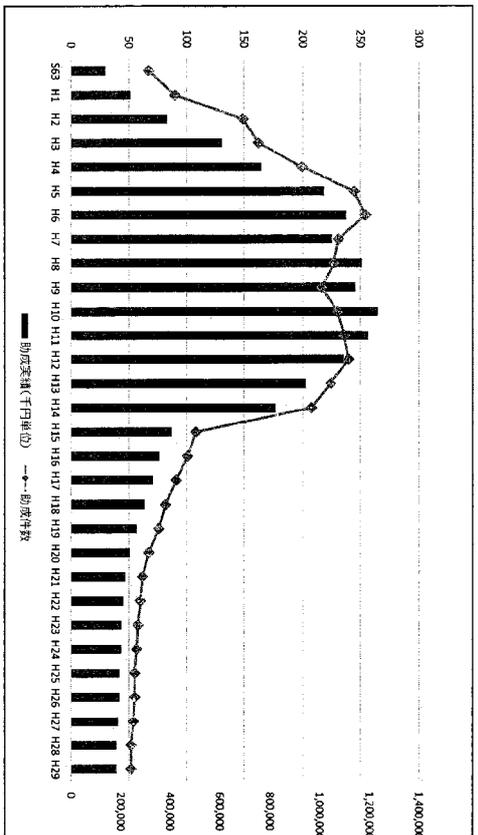
対象事業	現状の取扱い
①有償家事援助サービス	区市町村事業へ移行（平成 15 年度）
②毎日食事サービス	
③ミニキヤブ運行システム	継続助成
④障害者自立生活プログラム	廃止（平成 8 年度）
⑤情報システムの開発・ネットワーク	廃止（平成 7 年度）
⑥地域づくり活動	廃止（平成 11 年度）
⑦調査・研究	地区ボランティア補助事業へ移行（平成 7 年度）
⑧福祉組織化活動	
⑨地域福祉活動計画の策定（平成 3 年度新規追加事業）	廃止（平成 10 年度）
⑩その他サービス提供事業	継続助成

(福祉保健財団作成資料より監査人が作成)

しかし、グラフ D1-3-1 のとおり、当該合意から 10 年経過した現在においても、助成が継続されており、地域福祉振興事業の今後の取扱いに関する具体的な検討が進んでおらず、福祉保健局の意思決定が停滞している状況にある。

このような状況が続いている理由について質問したところ、現在も当該事業の利用者が相当程度存在し、現に福祉サービスを利用していることから、ニーズのあるものは最後まで、都が責任を持って福祉サービス環境を確保するため、振興事業を継続しているとの回答であった。

グラフ D1-3-1 事業発足当からの助成実績推移



確かに、現にサービスの利用者が存在しており、現在の状況下において当該事業を廃止すれば都民に大きな影響を与えるため、そのような意思決定は現実的ではなく、都が、責任を持って福祉サービス環境を確保するという姿勢自体は評価できる。しかし、特別区及び市町村との間での将来的廃止に向けた合意がなされてから、10 年が経過した現在においても、当時から大きな変化がないとはいえ、状況が停滞していることは問題視すべきである。

(意見 3-3) 地域福祉振興事業の取扱いに係る福祉保健局の意思決定について

地域福祉振興事業は、地域の民間団体等が実施する、既存の公的制度や他の補助事業に組み入れられていない先駆的、開拓的、実験的実践に対する奨励的助成事業として創設されたものであるが、事業期間の経過とともに事業立上げ時における「奨励的助成」という都の役割は終了との判断の下、区市町村事業へ移行する、事業を廃止するなどの意思決定が、福祉保健局が主体となり行なわれてきた。しかし、事業の「将来的廃止」が決定されてから 10 年経過した現在においても、広域利用を前提とした事業や、高度に専門性を有する事業などについては、区市町村事業への移行が困難であることを理由として、「当面都が支援する」との立場から、福祉保健財団が窓口となり、継続的に助成が行わ

れており（平成29年度実績…助成件数52件、助成金額183,281千円）、福祉保健局の意思決定が停滞している状況にある。
 確かに、現にサービスの利用者が存在しており、そのような状況下において当該事業を廃止すれば都民に大きな影響を与えるため、都が、責任を持って福祉サービス環境を確保するという姿勢自体は評価できる。しかし、特別区及び市町村との間での将来的廃止に向けた合意がなされてから、10年が経過した現在においても、当時から大きな変化がないとはいえ、状況が停滞していることは問題視すべきである。
 したがって、福祉保健局は、今後の助成方針等について検討されたい。

4. 入札・契約に係る制度・業務について

(1) 入札・契約の制度について

都の監理団体が各種契約を締結する際には、一定の競争性と透明性の確保が求められる。この点、「東京都監理団体指導監督基準」において、契約の締結方法が定められており、この基準では、監理団体の契約締結方法を定めるに当たり、競争契約を最初に定義した上で、競争契約を行うことが合理的ではない場合に、他の契約により締結する旨が定められていることから、監理団体における契約においても、競争原理に基づいた競争契約が原則であると考えられる。

表 D1-4-1 契約方法の定義

契約方法	定義
競争契約	契約相手方となりうる者が複数いる、競争性を確保した契約
独占契約	特許、著作権等の関係により、契約相手方が唯一の契約
緊急契約	緊急の必要により競争契約を行う暇がなく、一者とのみ契約手続を行う契約
少額契約	契約金額が少額なため、一者とのみ契約手続を行う契約
特定契約	適切な契約相手方が一者しかいない契約など、上記契約のいずれにも該当しない契約

（「東京都監理団体指導監督基準」より監査人が作成）

表 D1-4-1の契約方法のうち、特定契約については、競争原理によらずに任意に特定の一者を選定し、その者と契約を締結するものであり、競争契約に係る手続の時間を省き、能力や信用等の調査も含めて、業者選定を容易にする点でメリットがある。しかしながら、その反面、特定の業者に限定する必要性のない業務や物品について、安易に特定契約を用いたならば、競争性が確保されずに契約が締結されるというデメリットを内包していると言える。

都の監理団体である福祉保健財団では、表 D1-4-1による契約の方法に加え、公益財団法人東京都福祉保健財団財務規程（以下、「財務規程」という。）第45条の2において、競争契約は、表 D1-4-2のとおり、一般競争入札、指名競争入札、企画コンペ・プロポーザル、複数見積契約に区分される。
 財務規程第45条の6第2項において、「複数見積契約の方法による場合は、2人以上の者から見積書を徴するものとする」とされており、競争契約では、どの契約区分を利用して、一定程度の競争性が担保される仕組みとなっている。

表 D1-4-2 競争契約の種類

契約区分	内容
一般競争入札	契約に関し公告を行い、不特定多数の人の参加を求め、入札の方法によって競争を行わせ、その中から最も有利な価格で申込みをした者を契約の相手方とする方法
指名競争入札	指名競争入札とは、資力、能力、信用その他において適当であると認める特定多数の競争加入者を選んで入札の方法によって競争させ、その中から最も有利な価格で申込みをした者を契約の相手方とする方法
企画コンペ・プロポーザル	入札者の提示する提案の内容又は入札者の有する能力等価格以外の要素を考慮して契約の相手方を選定する方法
複数見積契約	一般競争入札、指名競争入札、企画コンペ・プロポーザル以外の方法による契約方法

(福祉保健財団作成資料より監査人が作成)

(2) 平成27年度から平成29年度までの入札・契約の推移について

監査人は、福祉保健財団の入札・契約の状況を比較することにより、そこに何らかの特徴や偏りがないか、ある場合はそこに何らかの問題はないか、という視点を持って検討を行った。

このような監査の視点から、平成27年度から平成29年度までの入札・契約について、物品・工事の区分で、その件数・金額を集計したのが表D1-4-3である。

表 D1-4-3 契約類型別の契約件数・金額の推移

類型	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
競争	114	180,120	109	172,587	127	263,546
独占	-	-	-	-	-	-
緊急	-	-	-	-	-	-
少額	1,157	89,199	1,078	86,530	1,121	95,772
特定	218	599,245	169	535,957	142	583,200
合計	1,489	868,563	1,356	795,074	1,390	942,519

(福祉保健財団作成資料より監査人が作成)

(注1) 競争契約は「競争」、独占契約は「独占」、緊急契約は「緊急」、少額契約は「少額」、及び特定契約は「特定」と表現している。

(注2) 本表における契約金額は、当初契約の金額を記載しており変更契約後の金額は集計していない。

表 D1-4-3 を見ると、競争契約については平成28年度から平成29年度にかけて増加しているが、これは、平成29年度において「東京都介護職員キャリアパス導入促進事業に係るキャリアパス導入準備のための相談支援事業の委託」(57,078千円)、「OA機器の操作等事務に係る人材派遣の委託(2件)」(27,023千円)が新規契約として増えたことが、金額の主な増加原因となっている。少額契約については、平成28年度から平成29年度にかけて、件数が43件増加していることに伴い、金額も9百万円程度増加している。

次に、表D1-4-3を基に作成した、入札・契約の類型別件数・金額の割合の推移を示すと、表D1-4-4のとおりである。

表 D1-4-4 契約類型別の契約件数・金額割合の推移

(単位：%)

類型	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争	7.7	20.7	8.0	21.7	9.1	28.0
独占	-	-	-	-	-	-
緊急	-	-	-	-	-	-
少額	77.7	10.3	79.5	10.9	80.6	10.2
特定	14.6	69.0	12.5	67.4	10.2	61.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(福祉保健財団作成資料より監査人が作成)

(注) 競争契約は「競争」、独占契約は「独占」、緊急契約は「緊急」、少額契約は「少額」、及び特定契約は「特定」と表現している。

表 D1-4-4 を見ると、平成29年度、件数ベースでは、少額契約が契約全体の8割超となっているが、金額ベースでは、特定契約が61.9%と最も割合が高い。競争契約と特定契約の比較においても、件数ベースでは、競争入札も特定契約も契約全体の1割前後であるのに対し、金額ベースでは、競争入札が28.0%、特定契約は61.9%と割合には大きな差がある。よって、特定契約は、競争契約や少額契約と比べて、1件当たりの契約額が大きい傾向があることがわかる。特定契約は、適切な相手方が一者しかいない等の場合に与えられる契約方法であり、一定程度の競争性を担保されている競争契約と異なり、競争性がなかったため、特定契約をとる場合には慎重な検討が必要となる。また、表D1-4-4の傾向からもわかるとおり、金額ベースでの割合が高いため、1件ごとの契約における金額的影響も大きい。また、特定契約による場合には、より一層の公正性や透明性

の確保が必要とされる。
 全体的に、競争性に乏しい契約手法が採用されている印象を受けるため、公正性が一定程度保たれているかどうかを確認する必要があると判断し、以下で別途検討することとする(本報告書第314。(4)「特定契約理由の妥当性について」参照)。

(3) 契約内容の適切な管理について

財務規程第45条の6第1項第3号において、「予定価格が250万円以下の工事の請負契約及び予定価格が160万円以下の売買契約その他の契約」に該当し、第45条の3に定める競争入札及び第45条の5に定める企画コンペ・プロポーザルに付することが適当でない場合には、複数見積契約による契約方法で、契約を締結することができる旨と定められている。これについて、適切な契約方法が選択されているかを検討するため、契約台帳において、契約内容が「工事の請負契約」に該当するか、「売買契約その他の契約」に該当するかを特定しようとしたところ、福祉保健財団では、契約台帳にて「工事の請負契約」か「売買契約その他の契約」かの区分を記載していないことが判明した(図D1-4-1のとおり)。契約手続を実施するに当たっては、契約区分や予定価格から、契約方法が規程に基づいているかを確認することは当然のことながら、契約期間が満了した後についても、規程に基づいて適切に契約がなされたかを、契約実務を担当した担当者のみでなく、担当者以外の職員でも容易に確認できるように状態にしておくべきである(図D1-4-2のとおり)。

図D1-4-1 契約台帳イメージ 工事の請負契約又は売買契約その他の契約の区分なし

契約No.	契約件名	契約方法	予定価格	契約金額	契約者名
1	●委託契約	一般競争入札	×××	×××	●株式会社
2	▲購入契約	複数見積契約	×××	×××	株式会社▲▲

(監査人作成)

図D1-4-2 契約台帳イメージ 工事の請負契約又は売買契約その他の契約の区分あり

契約No.	契約件名	契約区分	契約方法	予定価格	契約金額	契約者名
1	○委託契約	売買契約 その他契約	一般競争入札	××	×××	●株式会社
2	△購入契約	売買契約 その他契約	複数見積契約	××	×××	株式会社▲▲

(監査人作成)

さらに、監査人が契約台帳を閲覧したところ、契約方法が「特定契約」であるにも関わらず、「少額契約」と記載されていたものが見受けられた(表D1-4-5のとおり)。契約台帳は、契約内容について、担当者以外の目から見ても契約が適切に実施されたことを明白にするため、記載内容が正確であることが求められる。記載時には適切に記載し、記載内容の確認を実施されることが望まれる。

表D1-4-5 契約方法の記載誤り

契約番号	契約名	契約金額 (円)	現状の記載	正確な記載
896	東京都介護支援専門員実務研修D VD教材に係る音声反訳の作成委託の契約締結及び支出について	389,880	少額契約	競争契約
957	保健医療情報センターリーフレットポスター、メモパッドの印刷	419,688	少額契約	競争契約
1155	第13回東京都福祉保健医療学会(平成29年度)表彰に係る経費の契約及び支出について(図書カードの購入)	400,000	少額契約	特定契約
1214	福祉用具ガイドブック「寝たきりを起こそう」の印刷・発送	790,549	少額契約	競争契約
1338	フオロー共通 会場使用料	889,920	少額契約	特定契約

(福祉保健財団作成資料より監査人が作成)

(指摘3-1) 契約方法の詳細な記載と管理について
 過去3年間の、平成27年度から平成29年度における契約台帳を確認したところ、契約方法の適切性を確認するために必要な、「工事の請負契約」又は「売

買契約その他契約」の区分記載がなく、契約の方法が適切であったかどうかを一部確認することができなかった。契約については、契約当時の契約事務担当者、契約手続について適切かどうか検討し、事務を遂行することはもちろん、担当者以外の職員が、契約事務の適切性を確認することができるようにし、透明性を確保する必要がある。この点で、契約区分の記載を欠いた状態での契約内容の管理状況は適切とは言えない。また、契約台帳には、記載内容に誤りがあることも判明している。福祉保健財団は、今後、契約事務の適切性を明確にし、契約事務の透明性を確保するため、契約内容について必要な情報を的確に記載し、内部での検証可能性を高める管理に努められたい。

(4) 特定契約理由の妥当性について

地方公共団体における契約制度においては、複数の契約手法が認められている中で、一般競争入札が原則とされている。このような契約制度が構築されている趣旨に照らして考えると、都の監理団体についても都と同様に、一般競争入札は事務上煩雑であったとしても、少額なものを除き、合理性を欠いたまま安易に特定契約の対象を拡大すべきではないことになる。そこで、監査人は、福祉保健財団における特定契約理由の合理性を検討するため、平成29年度における特定契約理由を全件閲覧した。その結果、表 D1-4-6 から表 D1-4-9 のとおり、特定契約理由の妥当性を慎重に検討するべき案件(4件)を検出した。

表 D1-4-6 東京都保健医療情報センター夜間休日業務等委託

契約名	東京都保健医療情報センター夜間休日業務等委託
予定価格	30,319,781 円
契約金額	24,546,240 円
落札率	81.0%

特定契約理由

1 特定契約の概要

(1) 都民からの夜間及び休日における都内の医療機関等に關する電話及びフライングによる問い合わせに対して、東京都医療機関情報システム等を用いて医療機関案内を行う。

(2) 東京都保健医療情報センターにおける医療機関案内及び医療福祉相談に關する記録票の集計を行う。

2 特定契約の条件

本委託業務を受託するには以下の条件が求められる。

- (1) 東京都医療機関情報システムを利用して案内を行うため、同システムに精通しており、コンピュータ操作ができること。
- (2) 東京都の福祉・保健医療に係る相談窓口に関する総合的な知識を有し、必要に応じて適切に他の窓口に取り次ぐことができること。
- (3) 上記の内容について、夜間・休日の時間帯に円滑に業務を行うことができること。

3 委託業者選定の理由

当該業者は、東京都医療機関情報システムの操作や、東京都の福祉・保健医療に係る電話案内のノウハウを有しており、本業務を確実かつ円滑に遂行してきた。また、夜間休日業務を行う上で苦情なども少なく、日中に対応する相談員との引継も非常にスムーズに行われている。以上のことより、本契約の相手方として特定する。

(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

特定契約の理由は、本契約の契約相手先が、①東京都医療機関情報システム

の操作や、東京都の福祉・保健医療に係る電話案内のノウハウを有しており、過年度までの業務遂行状況を考慮した上で、②夜間休日業務を行う上で苦情なども少なく、日中に対応する相談員との引継も非常にスムーズに行われていることである。この点、①のシステム操作や電話案内のノウハウに関して、システム操作については、東京都医療機関情報システムは、一般に Web サイトとして医療機関を検索する際に利用するシステムであり、これを操作することには特段の技術を必要としない。また、医療機関の紹介をするノウハウであれば、他業者でも十分対応が可能と考えられる。これについて、福祉保健財団に確認した結果、「医療機関の紹介のみであれば他業者でも受託が可能なる可能性がある」との回答を得ている。そこで、②の苦情対応や日中の相談員との引継がスムーズであるという点について、他業者との比較においてどのように優れているかを福祉保健財団に確認した結果、「他業者との比較結果等についての資料はない」との回答を得ている。苦情対応については、日中に保健所等相談窓口にかかってくる電話が、窓口が閉まった後の夜間に、東京都保健医療情報センターにかかってくる電話があり、その対応には経験のある相談員が必要であるため、過去の実績で、円滑に業務を実施している業者との契約を実施しているとのことである。本契約は、平成18年度に、福祉保健財団が東京都保健医療情報センターに關する事業を受けて以来、同業者と契約がなされてきた。そのため、契約相手先は本契約業務の内容について熟知していることとなる。しかしながら、本契約に類似する一般的なコールセンター業務において、対応に苦慮する苦情対応があることについては十分に予想されることであり、本契約に特殊な事項であるとは言いが切れない。よって、過年度契約による経験の積み重ねのみで特定契約とすることは、契約の公平性・公正性の観点から問題がある。

(指摘 3-2) 東京都保健医療情報センター夜間休日業務等委託における特定契約の妥当性について

本件は、東京都医療機関情報システムの操作が可能であること、東京都福祉・保健医療に係る電話案内のノウハウが必要であることや、苦情対応のスキルが欠かれないという専門性をもって特定契約として契約していた。しかしながら、実際の契約要件を検討すれば、本契約の契約相手先以外の業者が入り込めないほどの専門性が薄いように感じられる。平成18年度から一貫して同じ業者が受託していたため、確かに本契約相手先業者の専門性は高くなっていると考えられるが、福祉保健財団は、契約方法を、競争入札が原則とされている規程に立ち返り、本当に適切な契約相手先が一者しかいないのかを検討し、契約における公平性・公正性を担保できる仕組みを構築されたい。

表 D1-4-7 個人番号（マイナンバー）収集、保管、帳票の印刷及び発送業務の委託

契約名	個人番号（マイナンバー）収集、保管、帳票の印刷及び発送業務の委託
予定価格	1,481,112 円
契約金額	1,077,944 円
落札率	72.8%
特定契約理由	1 特定契約の概要 所得税に関する法定調査や社会保険の手続に必要な職員及び講師等の個人番号（以下、「マイナンバー」という。）の収集並びに保管及び法定調査の印刷並びに発送業務を委託する。 2 特定契約の条件 本委託業務を受託するには以下の条件が求められる。 (1) 前年度までに収集したマイナンバーと新たに収集するマイナンバーとを一体的に管理保管することができること。 (2) 財団が提供するデータ（給与電算システム外の非常勤職員及び講師等の報酬額、社会保険料控除額、源泉徴収額等）を取り込んで、法定調査（支払調書、源泉徴収票）が印刷できるようにするとともに、マイナンバーの記載が必要な法定調査に受託者が保管する職員のマイナンバーを印刷できること。 (3) 給与電算システムの対象職員に関しては、給与電算システムの受託業者が法定調査（源泉徴収票）を印刷することとなっているために、給与電算システムに対象職員のマイナンバーのデータを適切に取り込み定める形でデータ（マイナンバー）の引渡しができること。

(4) 特定個人情報であるマイナンバーであるため、マイナンバーを含む個人情報の漏洩、滅失、き損を防止して、収集、保管及び利用が適切に行えること。

3 特定理由

上記業者は、財団においてマイナンバーの収集・利用を開始した平成28年度において、本業務を受託し、マイナンバーの保管等を円滑に履行してきている。

また、履行に当たっては、給与電算システムの受託者と密に連携を取り、給与電算システムに取り込むためにデータの加工を行うとともに、財団から提供されるデータの取り込みのためのシステムを構築している。さらに、平成28年度に収集保管したマイナンバーの管理・保管（職員番号、氏名、性別等とマイナンバーとを関連付けての管理）を行っており、本委託業務で新たに収集・保管するマイナンバーと一体的に管理・保管することができるのは、上記業者であるため、本委託業務の契約の相手方として特定する。

(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

本契約は、平成28年度に複数見積契約として契約していたもので、同様の契約について、引き続き平成29年度においては、特定契約による契約方法で、平成28年度の契約相手先と同じ業者と契約したものである。特定契約の理由としては、①給与電算システムのデータやその他の福祉保健財団保有のデータの取り込み、加工が可能であること、②過年度に取得したマイナンバーデータの管理・保管を当年度取得データとともに一体的に行うことができることが挙げられている。特に、②の条件において、平成28年度に取得したマイナンバーデータの管理・保管が伴うことから、平成28年度契約相手先の業者を特定して、平成29年度の契約を締結している。しかしながら、マイナンバーの管理・保管については、現在多くの組織で実施されていることであり、本契約の契約相手先のみが条件に足る業者であるとは限らない。また、システムデータの取り込みや加工についても、システムが特殊で、システムを熟知していないと実施できないというような特別な知識を必要とするものでもない。

(指摘 3-3) 個人番号（マイナンバー）収集、保管、帳票の印刷及び発送業務の委託における特定契約の妥当性について

本契約においては、平成28年度の委託契約を受けて、特定契約による契約方法により契約が締結されているが、特定契約とする理由を検討した結果、本契約の業務内容を遂行することのできる業者は、本契約相手先の業者以外にも存在しうると言える。福祉保健財団は、規程における競争契約の原則に基づき、契約における公平性・公正性を担保できる仕組みを構築されたい。